

台風などによる住宅被害

各種支援があります

国・県・市などでは、台風15・19号、10月25日の大雨による被害に遭われた人に対し、住宅の被害状況に応じた支援を行っています。

①住宅の応急修理

屋根や外壁などの応急的な修理に対する支援です。修理費用は市から修理業者へ直接支払われます。
対象と支給上限額（世帯当たり）
 ○半壊・大規模半壊…59万5,000円
 ○一部損壊（準半壊）…30万円（条件により②と併用可）
 全壊は原則として対象外です。ただし、応急修理をすることにより居住が可能となる場合には対象となる場合があります。

また、複数世帯が1つの住居に居住している場合は、一世帯とみなします。

②被災住宅緊急修繕工事費補助金

屋根や外壁などの修繕工事に対する支援で、支給額は工事費の20

パーセントです。

対象 Ⅱ半壊①を利用していない場合に限り、一部損壊
り災害と支給上限額
 ○半壊・①の支援を受けていない一部損壊（準半壊）・一部損壊10パーセント未満…50万円
 ○一部損壊（準半壊）…工事費の150万円を超えた部分に対し①に上乗せで20万円

③成田市災害見舞金

災害による被災者・遺家族に対し災害弔慰金・災害見舞金を支給します。①との併用はできません。
対象と支給額
 ○全壊の住居…10万円
 ○半壊・大規模半壊の住居…6万円

○土砂の流出などの被害を受け、復旧に5万円以上の経費がかかる住居の敷地…2万円

④被災者生活再建支援制度

住宅に著しい被害を受けた世帯

に支援金を支給し、生活の再建を支援します。単身世帯の場合は支給額が4分の3になります。

対象と支給額

- 基礎支援金
- 全壊…100万円
- 半壊（住居を全て解体する場合のみ）…100万円
- 大規模半壊…50万円
- 加算支援金
- 建設・購入…200万円
- 補修…100万円
- 賃借（公営を除く）…50万円

※①②については建築住宅課(☎20・1564)、③④については社会福祉課(☎20・1536)へ。支援内容は追加・変更される場合があります。そのほかの支援制度などは市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0000_0128.html)へ。

受水槽の非常用給水栓

設置できます

市営水道を使用している共同住宅などにおいて受水槽を設置して

いる場合、災害時に受水槽の水道水を利用できるように、非常用給水栓が設置できます。設置には事前に申請が必要です。条件などは市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0160_00007.html)を確認してください。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

いずみ聖地公園

墓地の清掃は定期的に

墓地の清掃をしないであると、雑草が生い茂って隣接する墓地の利用者に迷惑が掛かります。墓地を管理する時間が取れない人には、いずみ聖地公園管理組合が有料で清掃を代行する制度もあります。希望する人は同組合(☎36・2292)へ申し込んでください。

許可の取り消しに注意

次のいずれかに当てはまる場合、墓地の使用許可を取り消すことがあります。

- 使用者が死亡し、承継者がいないとき

○使用者が住所不明となって7年を経過したとき

○普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても囲障（外柵）を設置しないとき

○3年間管理料の納付がないとき

住所などが変わったら手続きを
 墓地使用許可書の記載内容住所・本籍・保証人などに変更があった場合は速やかに手続きしてください。特に住所変更があった場合、納付書などの重要書類が届かなくなりますので、注意してください。

式場・和室の利用

霊園内の管理事務所には式場と和室があり、納骨式・回忌などの法要に利用できます。
料金（1時間当たり）
 ○式場
 ・使用料…2,530円。4時間を超えるると1,100円
 ・冷暖房費…275円
 ○和室
 ・使用料…1,100円。4時間を超えるると550円
 ・冷暖房費…55円

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

保温材で凍結を防止

これからの季節は気温が下がるため、水道管が凍って水が出なくなったり、破損したりすることがあります。凍結を防ぐために、水道管を布・フェルトなどの保温材で保護してください。凍結したときは直接熱湯を掛けないでタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆつくり掛けてください。

破損した場合は、メーターボックス内のバルブを回して水を止め、指定給水装置工事業者に連絡して修繕(有料)を依頼してください。**漏水で料金が高額になる場合も**破損による漏水で使用量が増大した場合でも、水道料金は使用者の負担となりますので注意してください。


水道料金の仕組みは「使用水量等のお知らせ」の裏面や市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page222300.html>)で確認してください。

※くわしくは水道部(☎22・0269)へ。ニエータウン地区の水道の修繕は眞水道局成田支所(☎27・2232)へ。

住民活動総合災害補償制度

皆さんの取り組みを応援

住民活動総合災害補償制度は、特定の団体がボランティア活動や自治会活動などの住民活動中に事故に遭った場合に、その団体や指導者などへ見舞金を支給する制度です。保険料は市が負担し、事前の手続きは不要です。**対象** 次の全てに当てはまる団体

 <h1>市長日誌</h1> <p>11月16日(土)～30日(土)</p>	
16日	国際こども絵画交流展表彰式 女子レスリングワールドカップ(～17日)
17日	うなりくん10周年特別ステージ
19日	成田市表彰式 行政改革推進本部会議
20日	総合教育会議
21日	成田国際空港 航空旅客数11億人達成記念式典
22日	成田市・国際医療福祉大学 地域連携推進協議会
23日	大栄ふるさとふれあいまつり
25日	利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
27日	利根川治水同盟政府提案要求活動 議会運営委員会 定例記者会見
29日	12月定例市議会開会(～12月18日)
30日	男女共同参画講演会



定例市議会で(29日)

- 市内に主な活動拠点がある
 - 5人以上の構成員により自主的に組織されている
 - 構成員の70パーセント以上が市内在住である
- 対象となる活動** 社会福祉向上のために無報酬で自発的・計画的・継続的に行われる事業・活動

- 補償内容**
- ・傷害補償
 - ・死亡：500万円
 - ・後遺障害：15～500万円
 - ・入院(1日当たり)：5、000円
 - ・通院(1日当たり)：3、000円(上限90日)
 - ・損害賠償責任補償
 - ・対人賠償(1人当たり)：上限6、000万円(1件当たりの上限は2億円)
 - ・対物賠償(1件当たり)：上限100万円

農業用施設

事故を起こさないために

農業用施設の水路などには危険な場所があります。休日や冬休み期間は、子どもの外出機会が増え水難事故が発生する可能性が高くなります。水路や水門、機場などの近くでは、子どもを遊ばせないでください。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

ウォームシェア

省エネルギー対策を

ウォームシェアとは、1部屋に集まったり、公共施設や商業施設

を利用したりして暖房の稼働台数を減らし、エネルギーを削減する取り組みです。

市では、ウォームシェアを推進するため、公共施設の一部を開放しています。開放場所・日時・条件は、各施設に確認してください。**開放施設** 市役所、大栄支所、中央・下総・大栄公民館、市立図書館、保健福祉館、市体育館、もりんぴあこづつ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、男女共同参画センター、国際文化会館、豊住ふれあい健康館、中郷ふるさと交流館、三里塚御料牧場記念館、下総歴史民俗資料館

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

今月の納期限

1月6日(月)

- ①固定資産税(第3期)
- ②国民健康保険税(第6期)
- ③後期高齢者医療保険料(第6期)
- ④介護保険料(第6期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1526)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

素案の公表と意見の募集

各計画を閲覧できます

市では、次の計画についての案を公表し、意見を募集します。

素案名と担当課

- ①防犯まちづくり推進計画…交通防犯課(市役所2階) 〒286-8585 花崎町760 ☎20-1527 FAX24-28058E メールkotsu@city.narita.chiba.jp)
- ②子ども・子育て支援事業計画…子育て支援課(市役所2階) 〒286-8585 花崎町760 ☎20-1538 FAX24-1089Eメールkodomo@city.narita.chiba.jp)
- ③歯と口腔の健康づくり計画…健康増進課(保健福祉館内) 〒286-0017 赤坂1-3-1 ☎27-1111 FAX27-1114Eメールkenko@city.narita.chiba.jp)
- ④住生活基本計画…建築住宅課(市役所5階) 〒286-8585 花崎町760 ☎20-1564 FAX24-4354Eメールkenchiku@city.narita.chiba.jp)

閲覧場所各担当課、行政資料室

(市役所1階)、下総・大栄支所各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあこうづ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page000100.html)

意見の提出方法…閲覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで各担当課へ

閲覧・意見の提出期間…①②③12月16日(月)～1月15日(水)、④12月23日(月)～1月22日(水)(いずれも必着)

結果の公表…市の考えと併せてホームページなどで掲載 ※くわしくは各担当課へ。

学校監査

令和元年度の結果を公表

令和元年度に実施した定期監査(学校監査)の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 三浦 弘 同 佐々木 宏之

同日 10月23日・31日

対象…大須賀小学校、桜田小学校、前林小学校、津富浦小学校、川上小学校、大栄中学校、下総みどり学園

方法…令和元年度(9月末現在)の財務に関する事務事業の執行と施設などの管理状況について諸帳簿類を調査し、関係職員から説明を受け監査を実施した

結果

○予算の執行 「所管する事務事業はその目的に沿って執行されており適正なものと認められた。なお、予算執行に当たっては、教育効果や年間行事などの状況を的確に判断し、時機を失することなく、また、目的に沿って執行されるよう引き続き留意されたい」

○施設などの管理 「校長室、職員室における現金などの管理状況について、金庫の施錠・鍵の管理は適正に行われていた。理科準備室の薬品保管庫についても、施錠・鍵の管理は適正に行われていた。図書室の管理運営については、各校に配置された学校図書館司書を中心として、児童生徒の読書意欲を高める工夫が

なされており、貸し出し状況も良好であった。また、施設管理全般については、定期的な安全点検を通じた修繕箇所の把握と速やかな対応が取られ、おおむね適切に管理されていると認められた」

※くわしくは監査委員事務局(☎20-1572)へ。

災害義援金

配分金額が決定

県では、台風15・19号、10月25日の大雨により被災した世帯を対象に、災害義援金の配分を行います。

義援金の申請には、世帯主が申請者となっており災害証明書などが必要です。り災証明書を発行した人へ申請方法を通知します。

配分金額…死者30万円、重傷者15万円、全壊30万円、半壊15万円、一部損壊1万円

り災証明書の申請

受付場所…災害相談窓口(市役所1階)、下総・大栄支所

必要書類…申請書、被害箇所の詳細が分かる写真、運転免許証など本人確認ができる物、印鑑、委任状(申請者が本人または同

居の家族以外の場合)

※くわしくは義援金については社会福祉課(☎20-1536)、り災証明書については危機管理課(☎20-1523)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
 - 防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)
 - なりたメール配信サービス(事前登録が必要) 右記の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sgm.jp)に空メールを送信して登録する
- ※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス